社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新	旧
(資金決済会社)	(資金決済会社)
第15条 機構は、日本銀行又は日本銀行の当座勘定取引先であり、	第 15 条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀
かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」と	行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオン
いう。)のオンライン取引先を有する金融機関等から規則で定める	ライン取引先を有する金融機関等から規則で定める方法により申
方法により申請があったときは、資金決済会社としての登録を行	請があったときは、資金決済会社としての登録を行う。
う。	
$2 \sim 12$ (略)	2~12 (略)

2 附 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則(平成15年1月10日通知)

(下線部分変更)

新	旧
(機構加入者口座の開設申請の手続)	(機構加入者口座の開設申請の手続)
第5条 (略)	第5条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
(削る)	5 規程第16条第2項第3号の規定にかかわらず、日本銀行が機構
	加入者口座の開設を申請する場合には、資金決済会社に係る届出を
	要しない。
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
第 21 条 削除	(機構における抹消手続に係る決済方式の区分に関する特則) 第21条 機構における抹消手続において、抹消申請機構加入者が日本銀行である場合には、規程第53条第3項の規定により、当該抹消手続に係る決済方式は非DVP決済によるものとする。
第 27 条の 26 削除	(機構における抹消手続に係る決済方式の区分に関する特則) 第 27 条の 26 機構における抹消手続において、抹消申請機構加入者 が日本銀行である場合には、規程第 58 条の 26 第 3 項の規定により、 当該抹消手続に係る決済方式は非DVP決済によるものとする。

2 附 則

- 1 この改正規定は、平成30年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 機構における一般債の抹消手続(償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利払期日が施行日であるものに限る。)については、なお従前の例による。